

自主的避難等対象区域（いわき市）で主に業務用調味料の製造・販売業を営み、売上げのほとんどが食品会社からの受託製造によるものであった申立会社について、原発事故直後に、当該食品会社から受託製造に係る取引をいったん停止され、その後、取引が再開されるも、取引の条件として、製造場所及び製品に係る放射能汚染検査の実施を求められていること等の事情を考慮して、平成27年8月分から平成28年7月分までの検査費用が賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立会社（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人及び被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないこととする。

記

- 1 別紙の検査費用（核種検査料金及び送料）
- 2 本件和解仲介に関する弁護士費用

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項所定の損害項目に対する和解金として、合計金51万3200円の支払義務のあることを認める。

- | | | |
|--------|-----------------|----------|
| （内訳） 1 | 検査費用 | 49万8252円 |
| 2 | 本件和解仲介に関する弁護士費用 | 1万4948円 |

第3 支払方法

（省略）

第4 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人代理人及び被申立人が署名（記名）・押印の上、申立人と被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成29年2月9日

（仲介委員 古田啓昌）

別紙

核種検査料金			送料	
請求日付	番号	金額(税抜)	受付日	料金(税抜)
H27. 8. 19	4797	37, 800	H27. 8. 17	571
H27. 9. 14	4873	37, 800	H27. 9. 10	571
H27. 10. 26	4975	37, 800	H27. 10. 22	571
H27. 11. 25	5067	50, 400	H27. 11. 20	571
H28. 1. 5	5165	44, 100	H27. 12. 25	571
H28. 2. 1	5237	31, 500	H28. 1. 28	571
H28. 2. 25	5311	31, 500	H28. 2. 23	571
H28. 3. 28	5380	37, 800	H28. 3. 24	571
H28. 4. 25	5433	37, 800	H28. 4. 21	571
H28. 5. 20	5482	37, 800	H28. 5. 18	571
H28. 6. 14	5546	37, 800	H28. 6. 10	571
H28. 7. 1	5591	31, 500	H28. 6. 29	571
H28. 7. 16	5636	37, 800		
合計		491, 400		6, 852